社会福祉法人「久寶会」

# ケアハウス清水苑

〒910-3634
福井県福井市大森町7-1
TEL　:(0776)98-5790
FAX　:(0776)98-5780
Eメール　　: info@shimizu-en.info
ホームページ: http://www.shimizu-en.info

# 自分らしい暮らし方を探してみませんか？

## 【軽費老人ホーム】

・**ケアハウス（一般型）** 43名

自立した生活を基本としながら、安心して暮らせる住まいをご提供する入居施設です。

・**ケアハウス（特定介護型 ）**17名

介護が必要な方に対し、生活支援と介護サービスを一体的に提供する入居施設です。

## 【経営理念】

社会福祉法人「久寶会」は、より良い人間関係の構築と、サービスの質の向上・標準化を目指し、日々、利用者の皆さまの支援に取り組んでおります。

## 【ご入居の条件】

1. ご入居対象の方

自立した生活が可能な60歳以上の方で、お一人での暮らしに不安を感じている方を対象としています。ご入居後は、身体状況に応じて介護保険サービスをご利用いただけます。また、介護保険の対象とならない健常の方でも、館内の生活支援サービス（内部キーパー）をご利用いただけます。

居室は 一人居室 と 二人居室 をご用意しております。

2. ご入居に必要な条件

利用料および保証金をお支払いいただける方で、保証人2名 と 必要書類のご提出が必要となります。

（必要書類とは、清水苑へご提出いただく各種申込書類を指します。）

3. 面接・見学について

ご入居前に、ご本人との面接を行わせていただきます。可能であれば、清水苑へお越しいただき、施設をご見学いただければ幸いです。

## 【お申込み時のお約束】

ご入居にあたり最も大切なのは、**ご本人の意思で入居をご決断いただくこと**です。スタッフより清水苑の特徴やサービス内容についてご説明いたしますので、十分にご検討いただき、趣旨をご理解のうえでお申込みくださいますようお願い申し上げます。

# 清水苑の特徴

## ◆～食事編～◆

•毎日、夕食はメイン料理を中心に**選択メニュー**をご用意しております。また、食中毒注意期間（6月～10月）を除き、**毎週土曜日にはお刺身をお選びいただけます**。さらに、**月に一度のランチバイキング**や、季節に合わせた**行事食**も提供しております。

•配膳・下膳は基本的にご自身でお願いしておりますが、難しい方には**配下膳席**をご用意しておりますので、安心してお過ごしいただけます。また、医師の診断書があれば、**治療食にも対応**いたします。

【誕生会】

【敬老会】

【喫茶】

【ランチ】【バイキング】

Xmasランチ
Xmasケーキをデザートに

焼肉ランチ
BBQ風に焼肉ランチ

【花見会】

【寿司会】

サンドパンランチ
ちょっとカフェ風に

トッピングカレーランチ
トッピングの種類が多く最高

お好み焼きランチ
焼きたて＋種類が豊富

## ◆～生活編～◆

### ❀清水苑専属のうるおいキーパー❀

•清水苑では、介護保険制度のヘルパーとは異なり、独自の生活支援スタッフである**「内部キーパー（うるおいキーパー）」**が常時勤務しています。洗濯や掃除など、入居者の皆さまが難しいと感じる部分を中心に、日常生活を丁寧にサポートいたします。毎日関わるスタッフだからこそ、入居者の皆さまの状態やお気持ちをよく理解し、**親身で細やかな支援**を行うことができる、それが「うるおいキーパー」です。

•**〈ご利用いただける主なケース〉**

① 介護保険制度の対象とならない場合
② 介護保険サービスだけでは支援が不足する場合
③ 体調不良などにより、一時的に支援を必要とする場合

### ◎他のヘルパーとの違いは・・・？

**在宅の場合**

1）介助に入る時間が限られている。
2）事業所により数名が交代でサービスに入る。
3）サービス提供範囲からはみ出す事はしない。

**清水苑のうるおいキーパー**

1）日常の見守り、生活支援の確保。
　いつでも対応可能。柔軟な継続性。
2）決められたキーパーが常時、館内にいる。
3）緊急時もいつも何でも対応可能。

# ケアハウス清水苑　利用料金表(一般)

## 1．利用料

2026.6.1現在

| | 対象収入による改装区分 | 事務費 | 生活費 | 管理費 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1，500，000円以下 | 10,000 | 48,764 | 20,400 | 79,164 |
| 2 | 1，500，001～1，600，000 | 13,000 | 48,764 | 20,400 | 82,164 |
| 3 | 1，600，001～1，700，000 | 16,000 | 48,764 | 20,400 | 85,164 |
| 4 | 1，700，001～1，800，000 | 19,000 | 48,764 | 20,400 | 88,164 |
| 5 | 1，800，001～1，900，000 | 22,000 | 48,764 | 20,400 | 91,164 |
| 6 | 1，900、001～2．000，000 | 25,000 | 48,764 | 20,400 | 94,164 |
| 7 | 2，000，001～2，100、000 | 30,000 | 48,764 | 20,400 | 99,164 |
| 8 | 2，100，001～2，200、000 | 35,000 | 48,764 | 20,400 | 104,164 |
| 9 | 2，200，001～2，300、000 | 40,000 | 48,764 | 20,400 | 109,164 |
| 10 | 2，300，001～2，400、000 | 45,000 | 48,764 | 20,400 | 114,164 |
| 11 | 2，400，001～2，500、000 | 50,000 | 48,764 | 20,400 | 119,164 |
| 12 | 2，500，001～2，600、000 | 57,000 | 48,764 | 20,400 | 126,164 |
| 13 | 2，600，001円以上 | 58,315 | 48,764 | 20,400 | 127,479 |

※　保証金　/　一人　30万円

※　冬季加算（11月～3月までの5か月間）として月額4,220円が加算されます。

・　利用料は福井市の基準が改定されれば、その都度変更となります。

・　この表における「対象収入」とは、前年の収入から

　租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

・　夫婦で入居される場合については、夫婦の収入、必要経費をそれぞれ合算し、

　収入から経費を差し引いた1/2を個々の対象収入とします。そして、

　その額が150万円以下に該当するときは夫婦それぞれのサービス提供費

　徴収額は一覧表の金額より30%減額した金額になります。

　（10,000円－3,000円＝7,000円　2人分で14,000円となります）

・　月の途中で入居された場合、事務費と生活費の一部（食費）は日割りとなります。

・　居室における電気、水道料金等の使用量は別途自己負担となります。

# ケアハウス清水苑　利用料金表

## （特定施設入居者生活介護・介護予防特定入居者生活介護）

### 1．利用料

2026.6.1現在

| | 対象収入による改装区分 | 事務費 | 生活費 | 管理費 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1，500，000円以下 | 10,000 | 48,764 | 20,400 | 79,164 |
| 2 | 1，500，001～1，600，000 | 13,000 | 48,764 | 20,400 | 82,164 |
| 3 | 1，600，001～1，700，000 | 16,000 | 48,764 | 20,400 | 85,164 |
| 4 | 1，700，001～1，800，000 | 19,000 | 48,764 | 20,400 | 88,164 |
| 5 | 1，800，001～1，900，000 | 22,000 | 48,764 | 20,400 | 91,164 |
| 6 | 1，900、001～2．000，000 | 25,000 | 48,764 | 20,400 | 94,164 |
| 7 | 2，000，001～2，100、000 | 30,000 | 48,764 | 20,400 | 99,164 |
| 8 | 2，100，001～2，200、000 | 35,000 | 48,764 | 20,400 | 104,164 |
| 9 | 2，200，001以上 | 35,861 | 48,764 | 20,400 | 105,025 |

※　保証金　/　一人　30万円

※　冬季加算（11月～3月までの5か月間）として月額4,220円が加算されます。

・　利用料は福井市の基準が改定されれば、その都度変更となります。

・　この表における「対象収入」とは、前年の収入から

　租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

・　夫婦で入居される場合については、夫婦の収入、必要経費をそれぞれ合算し、

　収入から経費を差し引いた1/2を個々の対象収入とします。そして、

　その額が150万円以下に該当するときは夫婦それぞれのサービス提供費

　徴収額は一覧表の金額より30%減額した金額になります。

　（10,000円－3,000円＝7,000円　2人分で14,000円となります）

・　月の途中で入居された場合、事務費と生活費の一部（食費）は日割りとなります。

・　居室における電気、水道料金等の使用量は別途自己負担となります。